

# 山口県報

令和5年  
3月31日  
(金曜日)

## 目次

○人委規則

職員に関する規則の一部を改正する規則……………

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則……………

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則……………

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次の

ように改正する。

第四条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第三十三条の二中「第四条第九号から第十二号まで」を「第四条第七号から第十号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第三号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年山口県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第四項を削る。

第三十一條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 職員給与条例第五条第八項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける職員で医師又は歯科医師の資格を有するもの(医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める者に限る。)(以下「医(一)適用職員等」という。)とする。

別表第八中 2以上 1 0 を

2以上	1	0
1以上	0	0

に改め、同表の備考中

「以外の職員」を「以外の職員(職員給与条例第5条第8項に規定する昇給をさせる医(一)適用職員等を除く。)(以下、中段の号給数は職員給与条例第5条第8項に規定する昇給をさせる医(一)適用職員等)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(令和四年山口県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の次に一表を加える改正規定中「一〇、〇〇〇円」の下に「(学校職員給与条例別表第三イの備考(二)に定める学校職員にあっては、一〇、二〇〇円)」を加え、

三 級	九、八〇〇円
-----	--------

を

三 級	九、八〇〇円(学校職員給与条例別表第三イの備考(二)に定める学校職員にあっては、一〇、〇〇〇円)
-----	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「あつては」を「あつては」に、「農業担い手支援部」を「農林業担い手支援部」に改める。

別表第二中「あつては」を「あつては」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中	周南警察署大津島警察官駐在所	二 級 地	を削る。
-------	----------------	-------	------

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第八号**

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「刑事部刑事企画課」の下に「、捜査支援分析課」を加え、同項第五号中「刑事部刑事企画課」を「刑事部捜査支援分析課」に改め、同条第二項第十五号中「警衛」の下に「又は内閣総理大臣、国賓その他人事委員会の定める者の警護」を加え、同項第十七号中「千百円」の下に「（日没時から日出時までの間における作業にあつては、千六百五十円）」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第九号**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八号の三中「始期に達するまでの」を「終期までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第十号**

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

**山口県人事委員会規則第十一号**

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成二十年山口県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ロ中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「法第二十八条の三第一項」を「職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第四条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年山口県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三号中「、室長」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第八号の三中「始期に達するまでの」を「終期までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。